

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届

令和 年 月 日提出

受付印

提出者記入欄

事業所 整理記号		-	
事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
事業所 名称			
事業主 氏名			
電話番号	()		

特例

報酬が回復した場合

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 適及支払額		⑩ 備考	
	報酬月額		⑭ 総計		⑮ 平均額					
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑯ 修正平均額				
1	①		②		③		④ 年 月		⑦	
	⑤ 健 厚		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 ① 昇給 2. 降給		⑧ 適及支払額		⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))	
	⑨ 支給月 ⑩ 日数		⑪ 通貨 ⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
2	①		②		③		④ 年 月		⑦	
	⑤ 健 厚		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 ① 昇給 2. 降給		⑧ 適及支払額		⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))	
	⑨ 支給月 ⑩ 日数		⑪ 通貨 ⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
3	①		②		③		④ 年 月		⑦	
	⑤ 健 厚		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 ① 昇給 2. 降給		⑧ 適及支払額		⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))	
	⑨ 支給月 ⑩ 日数		⑪ 通貨 ⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
4	①		②		③		④ 年 月		⑦	
	⑤ 健 厚		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 ① 昇給 2. 降給		⑧ 適及支払額		⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))	
	⑨ 支給月 ⑩ 日数		⑪ 通貨 ⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
5	①		②		③		④ 年 月		⑦	
	⑤ 健 厚		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 ① 昇給 2. 降給		⑧ 適及支払額		⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))	
	⑨ 支給月 ⑩ 日数		⑪ 通貨 ⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	
	— 月 — 日		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円		— 円 — 円	

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う「報酬月額の算定の特例」を行った後に就労調整が終了・縮小し、標準報酬月額が2等級以上上昇する者の届出について記載してください。
※ この届書には、添付書類は必要ありません。

この届書は、療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う「報酬月額算定の特例」に該当した者が、その後に就労調整が終了・縮小し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合にご提出いただくものです。

- この届出を提出いただく特例措置の対象者となるのは、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当した場合同じとなります。
- (1)以下の**特例措置を受けた者**である場合。
- (2)就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、増加後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定後の標準報酬月額より**2等級以上上昇**した場合。
- ＜特例＞**療養、育児又は介護**により、報酬が減少する者についての特例（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
- ① 本人と職場の合意の下、**療養、育児又は介護**と仕事を両立するための就労調整が行われている場合。
- ② 当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて**2等級以上低下し**、かつその状態が**3か月以上続く**ことが予め見込まれる場合。
- ③ 特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
- ※ 上記(1)及び(2)に該当した場合の特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
- ・就労調整が終了・縮小し、**報酬増となった初月**に受けた報酬の総額を用いて、**その翌月分の保険料から標準報酬月額**を改定します。
- ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、特例改定後の標準報酬月額より**2等級以上上昇していれば該当**します。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時に付された記号をご記入ください。

事業所 整理記号		-	1	2	3
-------------	--	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

③	5-630503
---	----------

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。

⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給 : **報酬増となった初月をご記入ください。**
 また、**あらかじめ「1.昇給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。**

⑧遡及支払額 : 報酬増となった初月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。

⑨給与支給月 : 報酬増となった初月をご記入ください。

⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。

⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
 ※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。

⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭総計 : 記載は不要です。

⑮平均額 : 記載は不要です。

⑯修正平均額 : **報酬増となった初月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
 ※ただし、報酬増となった初月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。

⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。

(基礎年金番号) 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑱備考 : 「1.70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
 この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
 「2.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
 「3.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
 「5.健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6.その他」には、あらかじめ○で囲み、「報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時51人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者を行います。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。